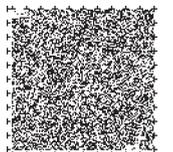
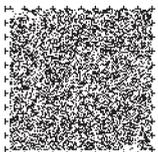


第3章 計画の基本的な考え方





1 計画の基本理念

障害者が、住み慣れた地域や家庭の中で、明るく、充実した日々を送ることができ、その尊厳を保持し、心豊かな人生を過ごすことができるようなまちをつくっていくことが重要です。

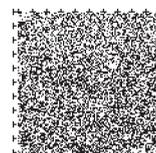
上位計画である「福生市総合計画（第5期）」においては、まちづくりの目標である「人を育み 夢を育む 未来につながるまち ふっさ」の具体的な施策として「障害者（児）の生活を豊かにする」を掲げています。

また、「第6期福生市地域福祉計画」は、その基本理念を「すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らせる、人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくり」とし、福祉分野における市民・地域・行政の共通の目標としています。

これらのことを踏まえて、福生市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の基本理念についても、前期計画から引き続き「安心・健やかに暮らせる 人にやさしい ノーマライゼーション社会の実現」としていくこととします。

基本理念

**安心・健やかに暮らせる 人にやさしい
ノーマライゼーション社会の実現**



2 計画の基本目標

「基本理念」の内容を実現するための本計画の基本目標を、次の四つとし、施策の方向を明らかにするとともに、その総合的な展開を図ります。

基本目標1 障害のある人が元気に安心して暮らせるまちづくり

障害の種別にかかわらず、障害者が住み慣れた地域や家庭で安心して自立生活を続けられるよう、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな相談支援体制の整備をはじめとして、権利擁護の体制や福祉サービスの充実、福祉のまちづくりの推進など、様々な生活支援策を講じます。

また、障害者の地域での見守りや災害時に支援する体制づくりを進めます。

基本目標2 子どもの健やかな発育・発達を支援するまちづくり

障害児が地域の中で健やかに育ち、その能力や個性を最大限に伸ばせるよう、障害の早期発見、早期療育のための体制の充実に努めるとともに、障害児を支援するサービスの充実や、受け入れる保育施設、学校施設等の環境の整備に努めます。

また、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな教育・保育がなされるようインクルーシブ教育の推進を図ります。

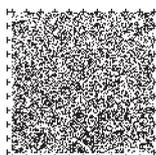
基本目標3 地域の理解のもと障害のある人もいきいきと参加しているまちづくり

障害者が、個性や能力を最大限に発揮し、社会活動へその人らしくいきいきと参加している地域社会づくりを推進します。社会参加の最たるものともいえる就労については、働く意欲のある人が、自分に合った働き方ができ、生きがいを感じられる機会が広がる環境づくりを推進するとともに、就労へ向けた支援や就労定着のための支援を推進します。

また、障害者への差別や偏見をなくし、障害への配慮が行き届き、障害の有無にかかわらず、共に安心して暮らせる地域社会づくりを進めます。

基本目標4 障害のある人の地域生活の基盤づくり

障害者の地域生活支援体制を整えるため、「地域活動支援センター」など日中活動の場の確保、グループホームなどの居住の場の確保、「生活訓練」など各種支援サービスの実施により、障害者の地域生活を支援するための基盤づくりを進めます。



3 計画の基本視点

計画の「基本理念」や「基本目標」を実現するため、本計画を進めていくに当たっての基本視点は、『福生市総合計画（第5期）』と『第6期福生市地域福祉計画』の行動指針と連動した次の五つとします。

【 五つの基本視点 】

生み出す

これまで地域にあったもの・考え方・関係性・活力を基に、新たな展開を創り出すことを指し、取組によって生み出されたものの存在が、新しい福生市の価値を創り出すことにつながります。

守る

福生市に受け継がれている想いのたすきを大事にすることや、福生市に関わるものを犯罪・災害・事故などの脅威から遠ざけることを指し、福生市の誇りを大事にし、安心して生活できるまちの環境整備につながります。

育てる

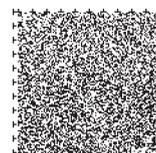
福生市に関わるものが成長・発展できるように力を注ぐこと、また、能力を発揮できることを指し、福生市でできることの範囲と将来の選択肢を広げることにつながります。

豊かにする

福生市に関わるひとの考え方や生活、そして、それを取り巻く環境を多様化し、充実させることを指し、「ひと」、「まち」、「くらし」の水準を引き上げ、日々の暮らしをより良いものにする事につながります。

つなぐ

福生市に関わるもの同士を切れないように保つこと、現在から将来に続く流れが途切れないように保つこと、離れているもの同士を引き合わせることを指し、その輪を広げていくことにつながります。



【 施 策 】

基本 目標 1	(1)	①継続的な相談支援体制の充実 ③精神障害者相談支援事業の充実 ⑤基幹相談支援センターの充実 ⑦障害福祉等サービスに関する情報提供の充実	②相談支援事業の推進 ④高次脳機能障害者相談支援の充実 ⑥障害に配慮した情報提供の充実	
	(2)	①福祉サービス総合支援事業の推進 ③成年後見制度法人後見支援事業実施の検討 ⑤障害児の虐待の防止等	②成年後見制度支援事業の周知・促進 ④障害者虐待防止センターの充実	
	(3)	①訪問系サービスの実施 ③重度身体障害者（児）訪問入浴サービスの実施 ④補装具費の支給 ⑥短期入所サービスの実施	②重度身体障害児入浴サービスの実施 ⑤おむつ等の助成 ⑦サービス等利用計画の作成	
	(4)	①手話通訳者の派遣 ③テレビ電話手話通訳サービス等の実施	②手話通訳者の養成 ④中等度難聴児発達支援事業の実施	
	(5)	①心身障害者福祉手当の支給 ③障害児福祉手当の支給 ⑤特殊疾病患者福祉手当の支給 ⑦児童育成手当（障害手当）の支給 ⑨消費者相談室の実施	②特別障害者手当の支給 ④重度心身障害者手当の支給 ⑥特別児童扶養手当の支給 ⑧公的扶助、年金、手当の周知	
	(6)	①救急通報システム事業の実施 ③防災行政無線の聴覚障害者対応 ⑤避難行動要支援者の支援体制の整備 ⑦災害時の避難行動等に関する周知 ⑨救急医療情報キットの周知	②住宅火災通報システム事業の実施 ④TCNによる火災等告知放送 ⑥ヘルプマークの周知 ⑧福祉避難所の確保と周知 ⑩施設のバリアフリー化	
基本 目標 2	(1)	①乳幼児健康診査の実施 ③臨床心理士等の巡回相談の実施 ⑤教育・保育施設での障害児の受入れ ⑦学童クラブでの障害児の受入れ ⑨障害児相談事業の実施	②育児・発達支援につながる連携の推進 ④児童発達支援の実施 ⑥保育所等訪問支援の実施 ⑧放課後等デイサービスの実施 ⑩児童館における障害児対象事業の実施	
	(2)	①継続的・計画的な支援体制の充実	②関係機関との連携による支援体制の充実	
	(3)	①特別支援教育の充実	②交流及び共同学習の充実	
基本 目標 3	(1)	①理解を深めるための啓発の推進 ③社会教育における福祉教育の充実 ⑤当事者会・家族会の活動の支援	②学校教育における福祉教育の充実 ④障害者施設授産品販売の支援	
	(2)	①優先調達法の活用 ③図書等宅配サービスの実施 ⑤スポーツ・レクリエーション事業の実施	②手話通訳者の配置 ④障害者青年学級の実施	
	(3)	①福祉バスの利用促進 ④タクシー費用の助成 ⑦移動支援の実施 ⑩ハンディキャブの貸し出し	②自動車運転教習費の助成 ⑤自動車ガソリン費用の助成 ⑧行動援護の実施	③自動車改造費の助成 ⑥同行援護の実施 ⑨移送サービス事業の実施
	(4)	①就労支援事業の実施 ③障害者雇用への理解の促進 ⑤就労定着支援の実施	②障害者就業・生活支援センターとの協働推進 ④就労移行支援の実施 ⑥職場体験実習の実施	
基本 目標 4	(1)	①生活介護の実施 ③日中一時支援の実施	②就労継続支援の実施 ④地域活動支援センター事業の実施	
	(2)	①グループホームへの支援	②住宅設備改善費給付事業の実施	
	(3)	①自立支援医療（更生医療費）の助成 ③自立支援医療（育成医療費）の支給 ⑤精神保健対策の充実	②自立支援医療（精神通院医療費）の助成 ④小児精神障害者入院医療費助成	
	(4)	①関係機関のネットワーク構築 ④自立生活援助の実施	②地域移行の支援 ③地域定着の支援 ⑤福祉サービス充実のための研修参加	

